

教育力向上福岡県民会議 専門部会 設置要項

(目的)

第1条 教育力向上福岡県民会議設置要綱第6条に基づいて設置する専門部会は、教育力向上福岡県民会議（以下「県民会議」という。）第一次提言「福岡の教育ビジョン」の具体的な実施に関する調査審議を行い、県民会議に報告することを目的とする。

(会議)

第2条 専門部会は、必要のつど、専門部会長が招集する。

2 県民会議会長は、必要と認めるときは、専門部会長に専門部会の招集を求めることができる。

3 専門部会は、必要に応じて、専門部会委員以外の学識経験者、教育関係者及び関係行政機関職員等の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第3条 専門部会の庶務は、教育庁教育企画部企画調整課において処理する。

(補則)

第4条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、専門部会が定める。

附 則

この要項は、平成20年3月27日から施行する。